

令和4年度
介護保険サービス事業者等集団指導

【資料7】



高齢者施設等における 新型コロナウイルス感染症対策について

兵庫県高齢政策課
介護基盤整備班

国方針の概要

○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。

○ 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。

※「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」
令和5年1月27日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定 抜粋

○ 基本的な感染対策

ハイリスク者を守るため、高齢者施設等における感染拡大を防ぐことができるよう、地域の支援も得つつ、感染対策に取り組むべき。

※「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」概要
令和5年1月27日 厚生科学審議会感染症部会資料 抜粋

基本的な感染対策の徹底

- 感染発生施設等で**共通**して見られた指摘事項への対応等
(普段は見落とされがちだが気を付けるべき内容や必要な取組等)

- 動画

兵庫県看護協会作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」

<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>



- ポスター動画

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

※リンク先県HP「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスターをご活用ください。」を参照



神戸大学医学部附属病院 感染制御部 宮良高維 教授もお勧めの対策です

食事は密を避け 時間をずらして 少人数で!!

室温に注意して
常に空気を
入れかえましょう
**換気時は
2方向で!!**

- 対面での着席は×
- 隣の人と1席以上空けましょう
- 介助や見守りが不要な方は個室・自室での食事とし、集まる人数を減らしましょう
- 熱や咳のある方は、個室など他の方と離れたところで食事を摂るようにしましょう

兵庫県

神戸大学医学部附属病院 感染制御部 宮良高維 教授もお勧めの対策です

排泄介助時のポイント

服装 使い捨て手袋・使い捨てガウン(エプロン)は

- 介助する利用者ごとに交換(次の介助に移る前には必ず手指消毒を行うこと)
- 汚物が付着した場合はすぐに取り替える
- 他の利用者の介助に続けて使用することが絶対にないように徹底すること

使い捨て手袋

使い捨てガウン(エプロン)

※紐は必ず後ろで結び前では結ばないこと

大声を出す人の介助はフェイスシールド

(本ポスターの予防策は標準予防策です)

兵庫県

基本的な感染対策の徹底

- 「チェックリスト」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/betsuten4.pdf>



- 「感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>



- 効果的な換気(2方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf



【参考】国事務連絡

(高齢者施設等における感染対策徹底について(その2)) <https://www.mhlw.go.jp/content/001020703.pdf>



- 感染症対策に必要な衛生資材(ガウン、N95マスク、キャップ、フェイスシールドなど)は、利用者の陽性が判明した時点から直ちに必要となるので、日頃から、一定数の備蓄を行っていただきますようお願いします。

感染症発生時の対応等

○施設等での感染拡大防止には、初動対応が特に重要です。感染者が増加傾向にある一般的な状況から、各施設等において、次の(1)と(2)に関し、施設等管理者や看護専門職、配置医師や協力医療機関が連携を図り、感染者が発生した際の初期対応等について協議を行うようお願いします。

(1)新型コロナウイルスの治療薬への対応

- 新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬のうち「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ）は、一般流通が開始しており、通常の医薬品と同様、配置医師、協力医療機関の医師等からの処方により、活用が可能です。
- 施設等においては治療薬の早期投与がポイントの一つです。感染者が発生した際に速やかにこれらの治療薬を活用できるよう、必要に応じ、配置医師、協力医療機関の医師等と連携し対応いただきますようお願いいたします。

【参考】県HP(新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬(飲み薬)について)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/tiryouyaku.html>



(2)感染者発生時における初動体制構築(感染管理認定看護師等の派遣)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/hpkeisaiyou.pdf>



高齢者施設等での検査

- 入所系・通所系・訪問系の施設等(政令市・中核市所在分を除く。)を対象に、抗原検査キットによる週2回の検査を行う「従事者に対する定期的検査」を実施しています。
- この事業で配布した抗原検査キットは、①濃厚接触者になった従事者の待機解除のための検査、②有症状の従事者や利用者の早期検査、③施設内での一斉検査など、施設等が必要と判断した場合の検査に活用することも可能です。
- 早期の感染発見による感染拡大防止のため、未実施の施設等についても、積極的に検査を行っていただくよう、改めてお願いします。

【参考】県HP(「高齢者施設の従事者に対する新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施について」)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shisetsukensa2.html>



退院患者の介護施設における適切な受け入れについて

- 退院基準を満たす場合、介護施設で適切に受入を行う必要があります。（別紙参照）
 - ・ 退院基準を満たし退院した者を、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入拒否の正当な理由には該当しないこと。
 - ・ 当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。
- PCR 検査等での陰性が確認できないことを理由に、退院患者の受入を拒むことは、上記の正当な理由に該当しません。

※ 新型コロナウイルス感染症患者で人工呼吸器等による治療を必要としなかった者については、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと感染性は急激に低下し、検査で検出される場合であっても感染性が極めて低いことがわかっているため、検査結果によらず退院可能とされ、退院に当たっての検査は必要ありません。（R3.3.5付け国事務連絡）

【参考】県高齢政策課長通知
（退院患者の介護施設等における適切な受入に関する取組の徹底について）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/20221206tuuti.pdf>



本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>



高齢者施設等における面会の推進等について

○ 面会実施にあたっての留意点

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（令和5年2月13日改定）兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、利用者及び家族にとって重要なものであることから、利用者及び家族のQOLの観点を重視し、地域における発生状況等も踏まえるとともに、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応の検討を要請する。直接面会を実施する場合、感染防止対策を徹底することを要請する。」としています。
 - ・面会の実施にあたっては、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）にお示ししている留意点を御参照ください。
- 面会を積極的に実施する施設の事例、実施方法等の動画及びリーフレット、面会の際の留意事項について、以下の国ホームページに掲載されています。

【参考】国ホームページ(動画・リーフレット掲載箇所)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html



高齢者施設等における新型コロナ対策（R5年度予算関係）

- ・R5.5.8から、5類に移行
 - ・コロナ感染拡大防止に係る自治体独自の取組を支援する地方創生臨時交付金(地方単独分)は、R4年度限り
- ➡ 国の方針を踏まえた必要な対策は引き続き実施する一方、県独自の支援策等はR4年度限りで終了

R5年度も継続実施予定の事業

※ ただし、今後の国方針等により変更の可能性あり

（右記QRコードのホームページから申請できます）



● 高齢者施設の従事者等に対する定期的検査の実施 [12億6,821万円]

高齢者施設等におけるクラスター発生及び在宅の要介護高齢者等の感染拡大防止のため、施設従事者等に対する定期的な検査を全額公費により実施

・検査回数:原則週2回 ・検査方法:抗原定性検査 ・対象施設:入所・通所・訪問系の施設・事業所

● 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 [9億9,269万円]

利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等や、濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等において、サービス継続に必要な費用(かかりまし費用)が生じた場合、その費用の一部を支援(右下のQRコードに、高齢者施設等のコロナ関連情報を掲載しています。上記事業の詳細は、ホームページでご確認ください)



※ その他の継続実施予定の事業

- 介護職員等の応援・協力量スキーム(介護施設等でクラスターが発生した場合)[150万円]
- 介護老人保健施設での退院受入に関する相談支援窓口の開設 [143万円]
- 感染拡大防止のための個室化改修、簡易陰圧装置整備等の支援

R
4
限
り

健康管理支援事業	病床ひっ迫等によりやむを得ず施設内療養者に健康管理を行った施設に対して支援
フォローアップ体制強化事業	自宅療養期間中に必要とする介護サービスを提供した事業者に対して支援
退院受入支援事業	退院の基準を満たした患者を受入れた施設に対して支援
応援職員派遣支援事業	感染者が発生した施設等へ応援派遣した施設に対して支援